

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：85406

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22730065

研究課題名（和文） 取調べの可視化及び弁護人立会いに関する比較法研究

研究課題名（英文） Comparative Law Study of Video Taping and Recording of Interrogation of Suspects in Asian Countries

研究代表者

河村 有教（KAWAMURA ARINORI）

海上保安大学校（国際海洋政策研究センター）・准教授

研究者番号：30403215

研究成果の概要（和文）：

取調べの録音・録画、弁護人の立会いに関する、東アジア諸国、中国、韓国、台湾の動向について検討を行った。

取調べの可視化の目的をめぐって、わが国では、その目的の中心として、自白の任意性をめぐる両当事者の争いに決着をつけることがあげられるが、中国、韓国、台湾における取調べの録音・録画の制度化の背景には、圧迫が生じるような取調べ実務を廃絶し、取調べを道義的になかったものとするのが目的の中心におかれている。可視化の目的は、供述の任意性や信用性の確保というよりは、取調べの適正の確保（冤罪の防止）であることを自覚したうえで、録音・録画の具体的な制度設計がなされるべきである。

わが国の取調べの問題は、取調べが捜査官と被疑者だけの密室の空間で行われることにより、取調べにおける捜査官の行動を規制するルールが規範化されているにもかかわらず（犯罪捜査規範）規範化されたルールが遵守されているのか否かについて、第三者が客観的に判断することができないことにある。取調べの在り方は、捜査官の裁量・経験にゆだねられており、各捜査官の理解する取調べの適法性の規準についての共通理解がなされていない。PEACE モデルという取調べ技法（手法）をもとに捜査官の教育・研修を実践している、韓国における取調べの在り方、機能の変容についてさらに検討する必要がある。本研究成果は、2012 年度中に学会誌等を通じて公表される予定である。

研究成果の概要（英文）：

East Asian countries, Japan, Korea, and China appear to share a reliance on "hostage justice," detaining suspects for prolonged periods based on a certain trust in the doctrine of substantial truth, which implies that factual truth as known only to God can eventually be revealed through suspect testimony. Those countries put much emphasis on interrogation. In this research, I have researched about problems of interrogation of suspects and how the process for videotaping and recording of interrogation moved on in the last 10 years in other East Asian countries (Korea and China).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	600,000	0	600,000
2011 年度	200,000	0	200,000
総計	800,000	0	800,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、刑事法学

キーワード：刑事訴訟法、冤罪、取調べの可視化、取調べの録音・録画、弁護人の立会い、Conversation Management アプローチ、PEACEモデル、東アジア（中国、韓国、台湾）

### 1. 研究開始当初の背景

足利事件（栃木）をはじめ、志布志事件（鹿児島）の無罪判決、氷見事件（富山）の再審無罪判決など、冤罪事件の発覚は、司法界に激しい衝撃を与えている。自白の強要や誘導による不任意自白を原因とする冤罪の発生により、捜査手続の根本的な在り方が問われ、特に、警察捜査、検察捜査における取調べの在り方が見直されている。警察庁の「取調べ適正化指針」の公表による取調べの監督強化に加えて、警察、検察において取調べの一部録音・録画も実施されている。

取調べ全過程の録音・録画、取調べの全面可視化は、真実の解明に影響を及ぼす（真相を供述することをためらわせる、組織犯罪における供述が得られなくなる）、取調べの機能が大きく損なわれ、事案の真相の解明が困難になるとして、反対する立場の見解も根強い。

お隣の中国においては、2006年から、人民検察院（検察庁にあたる）が、公務員による汚職等の犯罪について、北京、西安をはじめとする都市部において、取調べの全過程録音・録画の試験的实施を開始した。2006年3月から2007年8月までに全国2829の人民検察院が取り扱った24973件の公務員による犯罪事件において、取調べの録音・録画がなされた。

他方で、公安機関（警察にあたる）においても、中国政法大学の樊崇義教授、顧永忠教授らを中心に、警察、司法省、弁護士会が協力し、取調べにおける全過程録音・録画、弁護人の立会い制度の導入の是非について検討するために、北京市公安局海淀支局、河南省焦作市公安局解放支局、甘肅省白銀市公安局白銀支局の三つの公安局で、2005年4月から11月にかけて、実験を行った。実験の目的として、密室での取調べに慣れている捜査機関及び捜査官が、取調べの録音・録画、弁護人の立会いに適應することができるか、捜査にいかなる効果、影響を及ぼすのか、取調べにおいて被疑者が録音・録画、弁護人の立会いを必要としているか、のぞんでいるか、弁護人の立会いや取調べの録音・録画がなされた被疑者とそれらがなされていない被疑者において、取調べ中の態度に違いがみられるかについて、検討がなされ、報告書が公表されている（樊崇義＝顧永忠編『偵査訊問程序改革実証研究 偵査訊問中律師在場、録音・録像制度試験（取調べ手続改革に

係る実証研究 取調べにおける弁護人立会い、録音・録画制度の試験的实施）』（全国人民公安大学出版社、2007年）。

### 2. 研究の目的

本研究は、中国における警察段階での取調べの録音・録画、弁護人立会いの試験的实施の結果をとりまとめた報告書等の分析を踏まえて、中国における取調べの在り方についての現状、問題点を検証し、その上でどのような改革が進められているのかについて検討する。さらに、韓国、台湾の動向についても注意を払いながら、東アジア法圏における取調べの録音・録画、取調べにおける弁護人の立会いについても検討をはかる。

それらの検討を通じて、わが国における取調べの録音・録画、弁護人の立会いについての立法あるいは施策について考察することを主たる目的とする。

### 3. 研究の方法

文献調査及び刑事法研究者、捜査機関関係者等のインタビュー調査により、中国における取調べの現状及び問題点を検証した上で、取調べの録音・録画、弁護人立会いの試験的实施の動向についての検討を行った。

また、それと並行して、韓国、台湾における取調べの可視化（録音・録画、弁護人立会い）の比較検討という観点を意識しつつ、検討を加えた。

### 4. 研究成果

（1）東アジア諸国における取調べの可視化の意義

韓国については、取調べの録音・録画の試行が、2004年6月に全国の検察庁10庁において開始され、2007年6月の刑事訴訟法の改正によって、取調べの録音・録画が捜査官の裁量によるという留保がついたものの、法律上制度化された。また、身柄が拘束されている（逮捕・勾留されている）被疑者の取調べにおける弁護人の立会いが、身柄不拘束の被疑者にまで広がり、2007年の刑事訴訟法の改正によって、被疑者又はその弁護人、法定代理人等の申請によって、弁護人を被疑者と接見させ、一定の事由がない限り、被疑者の取調べに立ち合わせなければならないとされ

た（刑事訴訟法 243 条の 2）。

台湾においては、早くに弁護人の被疑者取調べの立会いが法制化されたものの、捜査機関が被疑者への通知を行わなかったり、名目をつけて弁護人の立会いを回避するなどしたり、制度が実際上機能しなかったため、被疑者取調べの録音の義務化に向けた刑事訴訟法の改正の機運が高まり、1998 年の刑事訴訟法の改正によって、被疑者・被告人の取調べは全過程を連続して録音しなければならないと、取調べの録音を法制化した（刑事訴訟法 100 条の 1）。

中国や台湾、韓国においては、わが国のように、神のみぞ知る「事実としての真実」が被疑者の語りを通して発見しようとする「実体的真実主義」の観念のもとに、身柄を長期間拘束して取調べる「人質司法」的共通性がみられる。こうした共通する法文化を有する、韓国、台湾が取調べの可視化に係る制度の導入に踏み切ったことは、密室での捜査官と被疑者のみによる取調べが内包する冤罪の危険性の排除にある。

#### （ 2 ）中国における取調べの可視化

中国において取調べの可視化を進めようとする中国国内の刑事法研究者及び弁護士の働きかけの背景には、連続する冤罪事件の発生があげられる。連続する冤罪事件の発生に対する刑事法研究者及び弁護士、さらには国民の批判を受けて、2005 年 11 月、対象事件を職務犯罪に限って、最高検察庁が「職務犯罪被疑者の取調べにおける全過程録音・録画の実施にかかる規定（試行）」を打ち出し、公務員による汚職等の犯罪について、取調べの録音・録画の試行を開始した。こうした動きの中で、2012 年 3 月 14 日、新しい刑事訴訟法が公布された（2013 年 1 月 1 日施行予定）。中華人民共和国建国後、はじめての 1979 年刑事訴訟法の誕生、そして 1996 年の全面改正、それからおよそ 15 年を経ての再度の刑事訴訟法の全面改正になる。新刑事訴訟法においては、「捜査官は、被疑者の取調べにおいて、取調べ過程を録音あるいは録画することができる。無期懲役、死刑事件、その他の重大な犯罪事件については、取調べ過程を録音あるいは録画しなければならない。録音、録画については、全過程において実施しなければならない。」と明文化している（刑事訴訟法 121 条）。また、「拷問等の違法な方法によって収集した被疑者、被告人の供述は、排除しなければならない。」ことも明文化された（刑事訴訟法 54 条）。2010 年 7 月 1 日に施行された「刑事事件における違法収集証拠排除の処理に関する若干問題の規定」の制定によって、違法な捜査によって収集された証拠が裁判上使えるのか、証拠能力を有するのか

について、法律上の明文の規定がもうけられた。こうした流れの中で、新刑事訴訟法において、拷問、脅迫、誘引、欺瞞等の手段によって得られた自白は、証拠として排除されることになった。

今回の改正において、弁護人の取調べにおける立会いは法制化されなかったが、中国における取調べにおける捜査官の自白の強要の問題、そしてそれにともなつての冤罪事件の発生を背景としての、取調べの録音・録画制度の導入は、中国共産党独裁という、国家権力（政治権力）が非常に強い、その中で警察組織、検察組織の位置づけにおいて、緩やかながら被疑者の人権の保障への道へと向かっていることのあらわれといえよう。

#### （ 3 ）韓国における心理学的知見を取り入れた取調べ官の教育・訓練

取調べの録音・録画、弁護人の立会いの制度化、自白の任意性に関する裁判所の厳格な判断によって、韓国では、イギリスにおける取調べの録音・録画の 25 年の経験を踏まえて、捜査（取調べも含む）の在り方を模索している。

とりわけ興味深いのが、取調べ技法（手法）の改善、捜査官の取調べのための教育・訓練についてである。イギリスにおいては、取調べにおいて、心理学の知見を取調べ技法の向上のために取り入れ開発した会話管理アプローチ（Conversation Management Approach）に起源を有する PEACE モデルによる取調べ官の教育・訓練が行われている。

イギリスでは、1984 年の警察及び刑事証拠法（PACE）の制定によって、被疑者の取調べにおける電子的な録音が義務づけられ、供述を得るための目撃者等の参考人への取調べである interview と自白を得るための被疑者への取調べである interrogation の区別がなくなり、捜査官が捜査の狙いと目的を達成するために、倫理的に、効果的に、取調べを受ける人との会話を管理することができるモデルが開発された。

捜査官の取調べ技術・技法の向上に向けての教育・研修プログラムが重視されることによって、イギリスでは、取調べの在り方が、被疑者を自白するよう説得するといった糾問的思考法から離れて、自白を求めるのではなく、広範かつ多様な情報（information）、すなわち証拠を収集するという思考法へ移行し、捜査における取調べの在り方に変化を生じさせてきた。

#### （ 4 ）わが国への示唆と今後の研究課題

わが国において、取調べを可視化することは、密室での捜査官による取調べにおける

様々な問題に端を発したと理解する。生じた問題の多くは、取調官が、被疑者が取調べ室に入る前から被疑者の有罪を想定しており、入室後は自分の想定が正しいと確認するために練られた戦術を使い、真実を見極めるための試みが、ほとんど、あるいはまったく行われていないことにある。

可視化の目的をめぐって、警察庁、法務省、日本弁護士連合会においてずれがあり、そうしたそれぞれの目的の捉え方の違いは、取調べの録音・録画の対象事件の範囲や対象とすべき取調べの範囲という、可視化の具体的な制度設計の在り方の議論にも大きく影響を与えている。冤罪の防止や取調べの適正化を中心に、圧迫が生じるような取調べ実務を廃絶し、取調べを道義的にならせたものとする可視化の目的の中心においての制度設計が期待される。

わが国と共通する法文化を有する中国の取調べ実務が、取調べの録音・録画の制度化によって変わるのか、また、取調べを取調官のそれぞれの経験や裁量にゆだねるのではなく、PEACEモデルという取調べ技法(手法)をもとに捜査官の教育・研修を図る韓国における取調べの在り方、機能の変容についてさらなる検討が必要である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

河村有教、中国刑事手続の構造、社会体制と法、査読有、13号、2012、頁未定

河村有教、中国における違法収集証拠排除法則、アジア法研究、査読無、6号、2012、頁未定

河村有教、中国における取調べの可視化、海保大研究報告(法文学系)、査読無、57巻1号、2012、頁未定

河村有教、取調べの録音・録画と取調べの在り方、海保大研究報告(法文学系)、査読無、57巻2号、2012、頁未定

[学会発表等](計4件)

河村有教、中国の刑事訴訟モデル(シンポジウム「訴訟における裁判官の役割 当事者主義と職権探知主義」)、社会体制と法研究会、2011年6月3日、東京大学

河村有教、中国における違法収集証拠排除法則(シンポジウム「中国刑事法」)、アジア法学会、2011年11月19日、日本大学

河村有教、中国における取調べの可視化、日本弁護士連合会国際シンポジウム in 広島(招待講演)、2012年4月6日、広島弁護士会館

河村有教、取調べの録音・録画と取調べの在り方(ミニシンポジウム「取調べの可視化と捜査の在り方」)、日本法社会学会、2012年5月12日、京都女子大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

河村 有教(KAWAMURA ARINORI)

海上保安大学校・准教授

研究者番号：30403215